

三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市人権文化センター
所在地／三原市長谷一丁目6番1号
電話／0848-66-1111
FAX／0848-66-1112

人権講演会を開催します！

「ネット社会の差別と人権」

日時 6月27日（木） 18時30分～19時45分

ところ 三原市人権文化センター大会議室

講師 部落解放同盟広島県連合会 顧問 山下真澄さん

定員 60名（先着順）、申込み不要、参加費無料

概要 インターネットは、匿名で簡単に情報発信ができることから便利な一方で、ネットを悪用した人権侵害も多く発生しています。ネット社会の中で、どのような差別が起きているかについて正しく理解し、どうやって人権を守っていくかについて考えていきます。



差別はみなさんの身のまわりで起きています！

夏本番！夕涼みコンサートのお知らせ

三原高校器楽部OB会の演奏が聴けます！

日時 7月27日（土） 18:30～19:30

ところ 三原市人権文化センター

その他 詳細は7月号にてお知らせします！

登録型本人通知制度に登録を

登録型本人通知制度は、市が戸籍謄本などを本人以外の第三者に交付した場合に、交付した事実を本人にお知らせする制度です。

戸籍謄本などの不正請求や不正取得の抑止に効果があるこの制度に一人でも多くの登録をよろしくお願いします。

登録は市民課・各支所まちづ 市民課のホームページ・各人権文化センターへ じに案内します。



人権相談

人権相談員が相談をお受けします。◇ とき 土・日・祝日を除く10時～16時
相談は無料で、秘密は守られます。◇ ところ 三原市人権文化センター
お気軽にご相談ください。 ◇ 電話 0848-66-1111



「誰か」のことじゃない。自分自身のこととして考えよう。

人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年10月1日に施行されました。
今月は、この条例の紹介の最終回として、事業者の責務について解説します。【第4回】

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

事業者は、その活動の影響を受ける市民やその事業所に所属する個人の権利を守るよう努めなければなりません。

この「事業者」には、会社や個人事業者はもちろん、NPO法人や市民活動団体、町内会、自治会などの営利を目的としない団体も含まれます。

事業者が条例の基本理念に則り、事業活動に関わる者すべての人の人権を尊重し、市の実施する人権施策に共に協力することが、人権意識の高揚に、より一層の充実が図られるものであることから、「事業者の責務」として規定したものです。

【事業者の取り組みの表彰】

三原市は、昨年度の「男女共同参画社会づくり表彰」で、市内の3事業者を表彰しました。

人権に配慮し、みんなが働きやすい環境づくりに努めることは、人権条例の基本理念の実現にも繋がっていくものです。

男女共同参画社会づくりにおいて表彰された事業者の取り組みをホームページで是非ごらんください。



人権条例
二次元コード



三原市ホームページ 二次元コード

男女共同参画社会づくり表彰受賞事業者の紹介

★きょうは何の日？ 6月 人権カレンダー



6月1日～30日 外国人労働者問題啓発月間

厚生労働省は、毎年6月1日から6月30日までの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発活動を行っています。

現在は、外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて、ルールに則った雇用が進み、外国人材の受け入れ・共生のための取り組みが進められています。